

令和８年度 環境審議会（Ｒ８.６.５）および鳥獣専門委員会（Ｒ８.8.17）での主なご意見・検討結果

資料2-3

●環境審議会（Ｒ８.６.５）

委員	ご意見等	対応・確認
梅崎会長	大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域の条件付賛成の意見・要望について、どのように対応されるのか	立木を食害するシカの捕獲については既に池田町主体で対策を実施しています。また通年の捕獲許可に関しても既に池田町に権限委譲をしており必要に応じ通年捕獲は可能な状況です。

●鳥獣専門委員会（Ｒ８.８.17）

佐藤委員	狩猟鳥獣捕獲禁止区域についてはシカ・イノシシに加え「クマ」も狩猟可能となるように追加できないか？	県が策定する「第二種特定鳥獣管理計画（第５期ツキノワグマ保護管理）」（以下「現行計画」という。）では、狩猟期間中の銃器捕獲によりツキノワグマに人への警戒心を学習させる効果を狩猟が果たす役割としています。一方で、現行計画では個体数削減を管理目標としておらず、狩猟鳥獣捕獲禁止区域にツキノワグマを追加し、捕獲圧を高めることは位置付けておりません。また、現状においては設定する区域ごとに個体数や被害の増減を把握できておらず、個体数を減少させる必要性の根拠が乏しい状況です。 このため、環境審議会に諮問した「常盤」及び「大峰」の２地域については、ツキノワグマを対象には含めず、シカ及びイノシシのみを狩猟可能とする区域として設定することといたします。 狩猟鳥獣捕獲禁止区域におけるツキノワグマの狩猟対象への追加については、現在策定を進めている「第６期ツキノワグマ保護管理計画」の検討事項として、その方向性を議論を進めてまいります。
丸之内委員	狩猟鳥獣捕獲禁止区域にクマを追加することについては、シカやイノシシ同様、個体数の増加や被害の増加などの裏付けや根拠が必要と思料される。	
水谷委員	クマを追加することについては、県のクマ対策の全体計画に関わる部分であるため、クマの特定鳥獣管理計画改正に付随する内容として議論を経てから判断するのがよいのではないか。	
尾関委員	常盤地区のイノシシ被害額は直近３年間で減少している。畔の掘り返し等、被害額に反映されない被害についても資料に記載したかどうか。	掘り返し被害について追記しました。
水谷委員	常盤と大峰とで区域説明図の記載方法が異なっている。	大峰地区の記載内容に統一しました。
水谷委員	大峰地区の条件付き賛成の方に対する説明状況は？	説明状況を追記しました。
水谷委員	狩猟鳥獣捕獲禁止区域のへ移行による農林業被害の削減効果など、指定後の評価を進めていくべき。	指定区域内の捕獲数や指定区域周辺の農林業被害状況の把握に努め、区域指定による効果の判定を進めてまいります。